

# Vリーグ機構規約

最終改定日：平成 23 年 9 月 6 日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 〔Vリーグ機構の目的〕

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）は、Vリーグ機構が運営するプレミアリーグおよびチャレンジリーグに所属するバレーボールチームを有する社員のため、試合の企画、諸規定の整備、広報活動、知的財産権の管理その他のVリーグに関わる諸問題に対処することにより社員の発展に寄与し、もって社員に共通する利益を図るとともに、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という）の傘下団体として、世界のトップリーグを目指し、代表チームへの主力選手の派遣や日本のバレーボールの水準の向上およびバレーボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興ならびに国民の心身の健全な発達に貢献することを目的とする。

バレーボールを通じ、新たなスポーツ文化価値を広く社会にアピールし、地域社会の活性化や次世代を担う青少年の育成など、わが国競技スポーツのトップリーグのスポーツ文化の創造の先駆的役割を果たすこともVリーグ機構の目的とする。

### 第 2 条 〔本規約の目的〕

本規約は、「一般社団法人日本バレーボールリーグ機構定款」（以下、「定款」という）およびその他規定類に基づき、Vリーグ機構の組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Vリーグ機構の発展を図ることを目的とする。

### 第 3 条 〔規程類の遵守義務〕

Vリーグ機構の理事、監事および事務局の職員（以下、「役職員」という）およびVリーグ機構に所属するチームの登録構成員（選手および役員・スタッフとして登録したものをいう、以下同じ）および審判その他関係者は、Vリーグ機構構成員として、Vリーグ機構の定款、諸規程類、JVA定款、JVA諸規定類ならびにそれらに付随する諸規則および本規約を遵守する義務を負う。

## 第 2 章 組織

### 第 1 節 会議および委員会

#### 第 4 条 〔社員総会、理事会、運営会議等〕

Vリーグ機構の基本事項およびVリーグ機構運営の重要事項および規程類については、社員総会、理事会、運営会議等にて審議決定する。それぞれの構成や権限については、定款および各会議規程および付属規程に定める。

#### 第 5 条 〔その他の委員会の設置〕

必要に応じ、個別の課題を検討、審議する専門委員会を設置することが出来る。

## 第2節 事務局

### 第6条 〔事務局の設置〕

Vリーグ機構の各会議および各委員会の事務を処理し、Vリーグ機構が行う事業に関する諸事項の企画・立案を行うために、事務局を置く。

### 第7条 〔事務局の運営〕

事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得て代表理事会長が定める。

事務局の機能、職務その他事務局の運営に関する事項は、別途定める「事務局規定」の定めるところによる。

## 第3章 Vリーグ機構のチーム

### 第8条 〔入社〕

Vリーグ機構に入社を希望するものは、別途定める「準加盟規程」により準加盟申請を行い準加盟の承認を受けなければならない。

Vリーグ機構は、準加盟チームに対して、定款および本規約その他の定めるところによって、入社の審査を行ない入社を承認する。

### 第9条 〔チームの資格要件〕

Vリーグ機構のチームは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) わが国で唯一のトップリーグの構成員になることの責任と義務を自覚していること
- (2) 前号の要件を満たすことを、当該チームが所属する都道府県バレーボール協会が承認、支援していること
- (3) 株式会社、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人などの法人格を持つ団体またはそれに準ずる団体であること  
それに準ずる団体とは、少なくとも下記の要件を満たしていることを条件とする
  - 1) 団体の運営等に関する規程を有すること
  - 2) すべての選手に適用される規約を有すること
  - 3) 規程に基づき代表者が選任されていること
- (4) 公益財団法人日本バレーボール協会に登録しているチームを保有しており、チームが加盟する連盟が主催する全国規模の大会に引き続き3年以上の出場の実績があること
- (5) Vリーグ登録規程に正規に登録されたチームで、正規に登録された構成員（選手）を12名以上保有していること。
- (6) Vリーグ機構の主催する大会に参加して競技するに足る競技力を安定的に備えていること  
競技力が備わっているかどうかの判定は、次の基準を総合的に判断した結果によるものとし、理事会にて審議決定する
  - 1) 加盟する全国連盟が主催する全国規模の大会で安定的に優勝またはそれに準ずる成績を残していること
  - 2) 天皇杯・皇后杯全日本選手権のブロック予選やブロック内のリーグ戦や選手権で

のVリーグ加入チームとの対戦結果において、相応の競技力を持つと判断されること

- (7) 本規約第74条、第75条に定める要件を満たす監督を有すること。
- (8) Vリーグ参加に必要な経費負担ができる安定した財政基盤を有していること  
具体的には、最低限として下記の要件は満足されなければならない
  - 1) 運営上の支障となる負債を有していないこと
  - 2) 年会費、参加料などのVリーグ機構から請求される諸経費の負担が出来ること
  - 3) Vリーグ機構が主催する大会に参加する場合に必要なチーム負担経費のすべてを負担できること
  - 4) Vリーグ規約第42条の損失弁済の能力を有すること
- (9) チームの運営に必要な運営体制を組織していること  
具体的には、最低限として下記の要件は満足されなければならない
  - 1) フロントと現場、スタッフ（監督、コーチなど）と選手の関係を示す組織図があること
  - 2) 監督とは別に、専任のスタッフが1名以上居ること
  - 3) Vリーグ機構主催の試合に必ず同行できる決まったスタッフが居ること
- (10) Vリーグ機構の主催する公式試合に出場すること。
- (11) ホームゲームを、都道府県協会とともに、主管できること。  
参加チームが1項の要件を満たしているかどうかの審議は、Vリーグ機構の理事会が行なう。

#### 第10条 【チームの名称】

Vリーグ機構に参加するチームは、チーム名称とチーム呼称とロゴマークを決め、Vリーグ機構の承認を得なければならない。

チーム名称等は、下記の条件を満たすものでなければならない。

- (1) スポーツのチームにふさわしいイメージのもの
- (2) 他のチームのものと類似のものでないこと
- (3) 知的所有権等の権利を侵害していないもの
- (4) 特定の商品名などを容易に類推させるものでないもの

理事会は、チームの名称等が要件に照らし、不相当と判断したときは、修正を求めることが出来る。

チーム名称等に関して、その制定と運用の便宜を図るために、別途内規を定める。

#### 第11条 【プレミアリーグ、チャレンジリーグの編成】

プレミアリーグ、チャレンジリーグの編成と両者をまたがる順位の設定の仕方、入れ替えの仕方については、運営会議の発議に基づき理事会で決定する。

#### 第11条 - 2 【プレミアリーグの資格要件】

第9条の入社の要件に加えて、下記の要件を満たさなければならない。

- (1) プレミアリーグで競技するに足る競技力を安定的に備えていること  
競技力が備わっているかどうかの判定は、原則として、Vリーグ機構が行なうチャレ

ンジマッチ（入れ替え戦）に勝利することによって判定するものとする

ただし、チャレンジマッチによらない場合、過去 2 シーズンのチャレンジリーグの成績が優勝または準優勝であることを必要条件とする

- ( 2 ) チームが所属する都道府県協会と協力して、ホームゲームを開催できること  
（都道府県協会の文書による協力確認を得ること）
- ( 3 ) 優先的に使用できる練習用施設を確保すること  
優先的とは、特別な行事やイベントなどの場合を除いて、練習計画に合わせて使用できる状況であることをいい、施設の空き状況に合わせて練習する状況のときは優先的とは見做さない
- ( 4 ) プレミアリーグに参加に必要な経費負担ができる安定した財政基盤を有していること  
具体的には、最低限として下記の要件は満足されなければならない
  - 1 ) 運営上の支障となる負債を有していないこと
  - 2 ) 年会費、参加料などの V リーグ機構から請求される諸経費の負担が出来ること
  - 3 ) V リーグ機構が主催する大会に参加する場合に必要なチーム負担経費のすべてを負担できること
  - 4 ) スタッフおよび選手の人件費および社会保険の負担の概略を示すこと
  - 5 ) V リーグ規約第 42 条の損失弁済の能力を有すること
- ( 5 ) チームの運営に必要な運営体制を組織していること  
具体的には、最低限として下記の要件は満足されなければならない
  - 1 ) フロントと現場、スタッフ（監督、コーチなど）と選手の関係を示す組織図があること
  - 2 ) 専任のスタッフを必要数確保できること
- ( 6 ) 安定的にプレミアリーグのチームとして戦える体制を目指していること  
具体的には、向こう 3 年分のチームの収支計画と強化計画を V リーグ機構に提出すること
- ( 7 ) バレーボール教室やジュニア育成などの活動の実績を有すること

#### 第 12 条 【年会費】

V リーグ機構のチームは、別途定める「年会費規程」に従って、年会費を納入しなければならない。

#### 第 13 条 【ホームタウン】

V リーグ機構のチームは、理事会の承認を得て、特定の市区町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、ホームタウンとしてふさわしいと理事会が承認した場合は、複数の市区町村または都道府県をホームタウンとすることができる。

#### 第 14 条 【ホームタウンの趣旨】

ホームタウンを設定する趣旨は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 活動の拠点を定め、ホームゲームやバレーボール普及活動、15 歳未満の選手で構成されるチーム（以下、U15）の所有あるいは支援などの、地域社会と一体となった活動を積極的に推進することによって、地域の活性化や青少年の健全育成、スポーツの

普及および振興などに貢献する。

(2) ホームタウンから発生する権益の衝突を避け、Vリーグ機構および参加チームの調和の取れた発展を図るために、主たる活動拠点の調整を行なう。

#### 第15条 〔退社〕

Vリーグ機構の社員は、定款に定めるところに従って退社することが出来る。

ただし、シーズン途中での退社は認めない。チーム事由による退社によって、Vリーグ機構に損害が生じた場合は、チームはその賠償の責を負う。

#### 第16条 〔チームの譲渡〕

チーム事由による退社で、一定の基準を満たし、理事会が承認した場合、チームを譲渡することが出来る。

### 第4章 競技

#### 第1節 公式試合

##### 第17条 〔公式試合〕

Vリーグ機構における公式試合（以下「公式試合」という）とは、次の試合をいう。

- (1) Vリーグ機構が主催する試合で公式試合と指定したもの
- (2) 運営会議の発議に基づき理事会が指定した試合

##### 第18条 〔参加義務等〕

Vリーグ機構のチームは、公式試合に参加しなければならない。

Vリーグ機構のチームの所属選手が、日本代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

##### 第19条 〔最強のチームによる試合参加〕

参加チームは、その時点における最高の状態、最強のメンバーをもって第17条、第18条の試合に臨まなければならない。

##### 第20条 〔不正行為への関与の禁止〕

チームの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

##### 第21条 〔公式試合の主催〕

公式試合は、Vリーグ機構が主催（その名義において試合を開催すること、以下同じ）するのを原則とする。ただし、大会によっては、JVAに共同主催を求めることも出来る。

##### 第22条 〔公式試合の主管〕

公式試合のうち、Vリーグ機構が主催する大会は、すべてVリーグ機構が主管（その責任と費用負担において試合を実施・運営すること、以下同じ）する。

Vリーグ機構は、理事会の承認を得て主管権を委譲（無条件で譲渡すること、以下同じ）

または譲渡(費用負担を含め条件をつけて譲渡すること、以下同じ)することができる。  
委譲または譲渡することができるのは、Vリーグ機構のチームおよびJVAおよびJVAに所属する都道府県バレーボール協会に限る。

#### 第23条 【主管者の責任】

主管者は、選手、チームスタッフ、運営役員、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。

チームは、観客が安全・快適かつ秩序ある観戦と応援を行なうことに関して、主管者に協力する義務を負う。

### 第2節 競技規則と用具

#### 第24条 【競技規則】

公式試合は、すべて国際バレーボール連盟(以下、「FIVB」という)およびJVAの競技規則に従って実施される。

上記に関わらず、Vリーグ機構の理事会の承認を得た特別ルールを決めることができる。  
この場合、 項の各競技規則より優先するものとする。

#### 第25条 【用具】

すべての用具は、FIVB基準を満たし、JVAの規則に適合したものでなくてはならない。

#### 第26条 【ボール】

公式試合で使用するボールは、JVA公認球でVリーグ機構が指定したものを使用する。

#### 第27条 【ネット、アンテナ、ポールカバー、レフェリースタンド】

すべて、JVAが公認したものでなければならない。

ネットは、上下に白帯のあるものを使用する。

#### 第28条 【届出義務】

チームは、登録規程に従って、次の事項を所定の方法によりVリーグ機構に届け出なければならない。

- (1) 選手
- (2) チーム責任者(部長・ゼネラルマネージャー) 運営担当および広報担当等
- (3) 監督、コーチ、ドクター、トレーナー等(以下、「チームスタッフ」という)

#### 第29条 【出場資格】

JVAの「チーム加盟及び個人登録規程」に基づく選手登録が完了し、かつ第60条に定める選手登録が完了したもののみが、公式試合における出場資格を持つ。

#### 第30条 【ユニフォーム等】

公式試合においては、「ユニフォーム規程」に定めるユニフォームを着用しなければならない。

### 第3節 競技場

#### 第31条 〔試合会場〕

公式試合を行なう試合会場は、次の要件を満たしたものでなければならない。

- (イ) 屋内施設で、フロアが、25m×50m 以上あり、特設席を含め原則として3,500名以上収容できること。
- (ロ) 選手更衣室、チアリーダー更衣室、プレスワーキングルーム、インタビュールーム、技術統計記録室、審判更衣室、本部役員控室、開催地役員控室を必要数、確保できること。
- (ハ) 場内放送設備が、完備されていること。
- (ニ) 特設電話の設置や電源ケーブル敷設などの要請に応じられること。
- (ホ) 会場内での広告掲載が可能で、Vリーグ機構スポンサーの広告看板を所定のサイズ、枚数を掲出できるスペースを確保できること。

#### 第32条 〔競技場〕

公式試合の競技場は、次の要件を満たさなければならない。

- (イ) プレーイングエリアの広さは34m×19mとし、自由競技空間は競技場表面から12.5m以上なければならない。
- (ロ) 明るさは、競技場の表面から1mのところ、1,000から1,500ルクスでなければならない。また、室温は、16～25を保てること。
- (ハ) 競技場の表面は、明るい色で凹凸がなく均一で、競技者の負傷の恐れのないものでなければならない。
- (ニ) コート上のラインは、幅50mmの白色で、他のラインや床と明確に判別できなければならない。
- (ホ) コートのゾーンとエリアとして、フロント・ゾーン、サービス・ゾーン、競技者交代ゾーン、ウォーム・アップ・エリア、ペナルティ・エリアをそれぞれ区画する。
- (ヘ) 練習用のサブコートを競技場内または競技場近くに用意できること。

#### 第33条 〔競技場規則適用の例外〕

何らかの事情により、第31条、第32条の規定が守れない事情がある場合、Vリーグ機構に申し出て、了解が得られれば、例外を認めることがある。

### 第4節 試合の運営

#### 第34条 〔開催期間〕

Vリーグの開催期間は、FIVBおよびJVAの各種競技日程と調整の上、運営会議の発議に基づき理事会が決定する。

#### 第35条 〔競技日程・競技組合せ〕

試合日程は、運営会議の発議に基づき理事会で決定し発表する。各開催地および参加チームには、事前に連絡する。

発表後、TV放送等の都合で試合順序等を変更しなければならない場合には、開催地および当該チームと協議して決定する。

### 第36条 〔開催地実行委員会の設置〕

各開催地都道府県協会は、主管する大会の運営が円滑に行われるよう、開催地実行委員会を組織し、大会事務局並びに参加するチームと十分に連絡を取りながら各大会の準備・実施にあたらなければならない。

開催地実行委員会は、開催地責任者を任命する。開催地責任者の任務は下記のとおりとする。

- (1) Vリーグ機構の諸規定に従って、主管大会の円滑な運営を図ること
- (2) 選手、チームスタッフ、実行委員ほか大会役員、大会関係者、審判員および観客等の安全を確保すること

### 第37条 〔会場の整備と安全の確保〕

開催地実行委員会は、開催地責任者を任命し、主管大会の円滑な運営を図るとともに、下記の注意を守り、選手および観客の安全の確保に万全を期さなければならない。

- (1) 開催地は、観客が快適で安全に観戦出来るように、その入場から退場までのすべてについて十分な配慮を行わなければならない。
- (2) 開催地は、選手の安全の確保と怪我防止、健康維持のために、十分な配慮をしなければならない。  
特に、選手の入退場時などにおける選手とファンとの接触トラブル防止には、十分な対策を講じること。
- (3) 開催地は、非常時の発生に備え、非常時組織体制を整備し、連絡体制やマニュアルを用意しておくこと。
- (4) 健康増進法第5章・第2節・第25条の定めに基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じること。
- (5) 万一の事故に備え、傷害保険に加入しておくこと。

### 第38条 〔試合実施要領〕

公式試合の運営に関する事項は、大会ごとに定める大会実施要領による。

### 第39条 〔試合中止の決定〕

試合の中止は、JURYが、主管都道府県協会大会責任者、チーム部長(代表)と協議の上、Vリーグ機構代表理事会長の承認を得た上で、決定する。

ただし、JURYが到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、主管都道府県協会大会責任者、チーム部長(代表)が協議の上、Vリーグ機構代表理事会長の承認を得た上で、決定する。

代表理事会長不在のため承認が得られない場合には、事後可及的速やかに代表理事会長への報告を行うものとする。

### 第40条 〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下、「不可抗力」という)により開催不能または中止となった場合には、その勝敗の決定方法(再試合を行うかどうかを含む)は、理事会で協議して決定する。



不可抗力の事由が全国的に影響を及ぼす規模の大規模災害（悪天候、地震等の天災地変）や大規模事件（戦争・紛争、その他の事件など）であると認められる場合において、公式試合が開催不能または中止となった場合には、別途定める緊急時対策規程に基づき、その後の大会実施の有無、勝敗の決定方法（再試合を行うかどうかを含む）、大会の成立条件及び大会成績の取扱い、諸経費の負担等について、緊急時対策規程に定める手続きにより決定する。

#### 第41条 〔敗戦とみなされる場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは、0 - 3（0 - 25、0 - 25、0 - 25）で敗戦したものとみなされる。

なお、すでに開始された試合が途中で中止になった場合、終了したセットまでの個人成績はそのまま有効として大会成績に積算する。

#### 第42条 〔試合中止による損失の弁済〕

試合が一方または双方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、帰責事由があるチームは、試合が開催できなかったことに伴う損害として、Vリーグ機構が合理的に算出した金額を請求があり次第支払うものとする。算出根拠には、試合が開催されないことに伴う放送権を有する者への支払を含め、当該中止試合に関する必要経費等が一切が含まれる。双方のチームに帰責事由がある場合は、連帯してVリーグ機構に当該損害金を支払う義務を負うものとする。

### 第5節 非公式試合

#### 第43条 〔有料試合の開催〕

すべての有料試合は、事前にVリーグ機構に所定の申請書を提出し、Vリーグ機構の承認を得なければ開催することが出来ない。

項の開催申請書の提出期限は、試合が開催される月の3か月前の月の末日までとする。ただし、特別な事情があると判断される場合は、この限りでない。

非公式試合は、いかなる場合でも、JVAおよびVリーグ機構が定めた事業日程を優先させて行うこととする。

#### 第44条 〔外国チームとの試合等〕

チームが外国のチームと試合を行なう場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にVリーグ機構の承認を得なければならない。

#### 第45条 〔興行等への参加の禁止〕

チーム、選手、監督およびコーチは、事前に第43条、第44条に規定する承認を得ない限り、Vリーグ機構または、JVA以外の第三者が主催するバレーボールその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

## 第6節 試合の収支

### 第46条 〔プレミアリーグにおける費用負担〕

プレミアリーグにおいて、次の費用はVリーグ機構が負担する。

- (1) 参加チームの遠征に係る交通費。ただし、ホームゲームにおけるホームチームの交通費は除く。積算については、別途定める「Vリーグ機構旅費規程」による。
- (2) Vリーグ機構が行なう大会告知、広報活動費。
- (3) プレミアリーグスポンサーの看板等の製作・運搬費。
- (4) 各開催地持ち回り品一式（吊り看板、掲示板、バナー類等）製作・運搬費。
- (5) 公式プログラム1日につき50部（ホームゲームも同じ）。
- (6) JURY、審判、派遣役員の派遣費用。
- (7) 年度当初にチームが加入するスポーツ安全協会障害保険の保険料。
- (8) Vリーグ機構が派遣するJURY、審判、派遣役員の傷害保険料。

上記のもの以外は、原則としてすべて主管の負担とする。主管権の委譲または譲渡を受けた場合は、委譲または譲渡を受けたものの負担とする。

Vリーグ大会以外の試合の費用負担については、別途定める。

チャレンジリーグにおける費用負担については、別途定める。

### 第47条 〔収支報告〕

公式試合を主管するものは、大会終了後45日以内に、別途定める様式に従って、Vリーグ機構へ結果を報告しなければならない。

### 第48条 〔譲渡金の納付〕

主管の譲渡を受けた協会は、理事会で承認された譲渡金を、大会終了後1ヶ月以内に支払わねばならない。

## 第7節 表彰

### 第49条 〔全般〕

Vリーグ機構は、Vリーグ大会における成績優秀な、チーム、選手、監督、部長・ゼネラルマネージャーおよび審判員等の表彰を行う。

特別賞をチームまたは個人に授与することが出来る。

Vリーグ機構の発展に功労があったものに対して、記念品等を贈呈して表彰することが出来る。

### 第50条 〔表彰規程〕

第49条に基づく表彰に関する事項は、別途定める「表彰規程」による。

## 第5章 選手

### 第51条 〔誠実義務〕

選手は、Vリーグ機構定款ならびにVリーグ機構規約およびJVA定款およびそれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。

選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

選手は、公私ともに日本バレーボール界の模範たるべきことを認識し、日本バレーボールの発展に寄与するように努め、決して信望を損なうようなことのないようにしなければならない。

#### 第52条 〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) 公式試合およびチームの指定するすべての試合への出場
- (2) チームの指定するトレーニング、合宿および研修・ミーティングへの参加
- (3) チームより支給されたジャージー式およびトレーニングウェアの使用
- (4) チームの指定する医学的検診、予防措置および治療処置への参加
- (5) JVAまたはVリーグの広報活動、社会貢献活動、ファンサービス活動への無償協力
- (6) チームが指定する広報活動、社会貢献活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 日本代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 副業に関して事前のチームの同意の取得
- (9) 居住場所に関して事前のチームの同意
- (10) その他、JVA、Vリーグ機構およびチームが必要と認めた事項

不可抗力により上記について、履行が困難な場合は、チーム、選手、Vリーグ機構、JVAなど関係者が誠意をもって協議し解決にあたる事とする。

#### 第53条 〔ドーピングの禁止〕

選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を保持するため、ドーピングを禁止し、競技会および競技外テストを実施する。

選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、JVA制定のアンチ・ドーピング規程に定めるところによる。

#### 第54条 〔禁止事項〕

選手は次の行為を行ってはならない。

- (1) チーム、Vリーグ機構およびJVAの内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) チーム、Vリーグ機構およびJVAの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (4) チームとの契約の履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (5) チームの事前の了解を得ない、第三者の主催するバレーボールまたはその他のスポーツの試合への参加
- (6) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与

(7) その他、チーム、Vリーグ機構およびJVAにとって不利益となる行為

#### 第55条 【費用の負担および用具の使用】

選手がチームのために移動する際の交通費及び宿泊費は、チームが負担する。

チームに対しては、第46条の「公式試合における費用負担」による。

選手が試合及びトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式及びトレーニングウェアはチームが支給したものを使用する。

#### 第56条 【疾病および傷害】

選手は、疾病もしくは傷害に関しては速やかにチームに通知し、治療についてはチームの指示に従わなければならない。

#### 第57条 【選手契約】

選手は、チームと次のいずれかの形で、契約をしなければならない。

- (1) チームの母体企業の正規の社員または関連企業からの出向社員である選手
- (2) チームの母体企業または関連企業との期間限定契約社員である選手
- (3) 個人事業主型の選手として選手契約を締結する選手
- (4) 雇用関係はないが、選手契約を締結する選手

項の(2)～(4)については、チームおよび選手は書面による契約を締結するとともに、チームはVリーグ機構に契約を証明する文書(書式はVリーグ機構で指定する)を提出しなければならない。

#### 第58条 【選手の肖像等の使用】

選手は、バレーボール活動中の選手の肖像、映像、氏名等(以下、「選手の肖像等」という)が、報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何らの権利を有するものではない。

選手は、チームから指示があった場合、チーム、Vリーグ機構およびJVAの広報、広告宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に原則として無償で応じなければならない。

チームは、選手の肖像等をチーム、Vリーグ機構、JVAの広報、広告宣伝活動のために無償で使用する事が出来る。

選手は、テレビ、ラジオ番組もしくはイベント等の出演または新聞・雑誌記事もしくは広告宣伝・販売促進活動等への関与については、事前にチームの書面による承諾を得なければならない。

項の出演または関与に際しての対価の分配は、別に定める。

#### 第59条 【契約に関する紛争の解決】

チームと選手との間の契約の解釈または履行に関し、チームと選手との間に紛争が生じたときは、チームおよび選手が、その都度、誠意を持って協議のうえ、解決するように努めなければならない。

## 第6章 登録および移籍

### 第1節 登録

#### 第60条 〔登録の義務〕

参加チームは、別途定める登録規程により、チームおよび構成員をVリーグ機構に登録しなければならない。

#### 第61条 〔Vリーグ機構登録〕

Vリーグ機構は、第60条に基づき、参加チームから届出された事項により、チームに関する「チーム登録簿」および、構成員に関する「選手等登録簿」を作成し、登録を行なう。

#### 第62条 〔登録の方法〕

参加チームは、Vリーグ機構所定の書式に必要事項を記載し、チーム登録ならびに、選手の個人登録を、Vリーグ機構に行なうものとする。

Vリーグ機構は、毎年7月1日より7月31日の間に、登録されたデータをチームに確認し、年度の更新を行なう。

#### 第63条 〔参加チームの資格〕

Vリーグ機構定款第9条に定めるところに基づき、JVAに登録しているチームであって、社員総会でVリーグへの参加が認められたものとする。

#### 第64条 〔選手の資格〕

登録申請できる選手の資格は次の各号によるものとする。

- (1) 参加チームの登録構成員として、JVA加盟チーム登録されたもの
- (2) JVA加盟チーム登録構成員で、当該チームと第57条に規定する選手契約を完了しているもの
- (3) FIVBの規程に従い、正当な手続きが完了している外国籍選手

#### 第65条 〔二重登録の禁止〕

Vリーグ機構への登録は1人1チームとし、重複して登録してはならない。

#### 第66条 〔外国籍選手〕

リーグに登録する外国籍選手を次の2種類に区分する。

##### (1) A登録外国籍選手

日本国籍を有せず、下記の条件のいずれかに該当しない選手

( ) 日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手

( ) B登録外国籍選手

##### (2) B登録外国籍選手

20歳以上で、帰化の意思があり別途定める条件をすべて満たし、3年以内に帰化が許可される見込みの外国籍選手

A登録外国籍選手、B登録外国籍選手とも、各1名に限り構成員とすることができる。

構成員とする外国籍選手は、チーム構成員としてJVA登録をしなければならない。

日本で出生し引き続き日本で生活している外国籍選手は、外国籍選手の枠に含まず、日本

国籍選手と同等の扱いとする。

外国籍選手の登録に関する詳細は、別途定める「外国籍選手の登録に関する規程」による。

#### 第67条 〔登録の変更〕

参加チームは、その登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞無くVリーグ機構に届出なければならない。

登録構成員(選手)の追加あるいは変更は、Vリーグ機構がこれを受理した日より10日を経過した日から、その効力を発生するものとする。

参加チームは、その登録構成員について選手契約を解消した(以下、離籍)ときは、直ちに登録抹消届を所属する都道府県協会を通じてJVAに提出するとともに、Vリーグ機構に提出しなければならない。登録を抹消されたものの登録は、抹消の届出が受理された日をもって効力を失う。

#### 第68条 〔外国籍選手の登録変更〕

外国籍選手の登録抹消ならびに登録の変更に伴う追加登録の届出は、開幕日の前日までとし、以降は受理しない。

項における開幕日は、各大会の実態に合わせて別途定めることがある。

### 第2節 移籍

#### 第69条 〔移籍〕

前のチームを離籍または退社の日の早い方から1年を経過した選手は、いかなるチームの選手としても選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場することができる。チームは、離籍した選手について、所定の様式に選手ごとに下記の区分を明記して、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。

##### (1) 移籍希望(区分A)選手

他チームへの移籍を希望している選手で、前所属チームが、Vリーグ機構主催の大会への出場を離籍日直後から認めている選手

##### (2) 移籍希望(区分B)選手

他チームへの移籍を希望している選手で、前所属チームが、Vリーグ機構主催の大会への出場を離籍後1年間認めていない選手

##### (3) 引退選手

社業に専念したり、ビーチバレーや9人制などVリーグ機構以外へ転出するなど、上記(1)(2)に該当しない選手

移籍希望(区分A)選手は、第70条に制限された以外の期間において、他の参加チームの構成員(選手)として選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場することができる。

移籍希望(区分B)選手が、第70条に制限された以外の期間において、他の参加チームの構成員(選手)として選手契約およびVリーグ登録をして各リーグに出場するためには、第71条のただし書きのとおり、移籍前・後の両チームの部長と本人(未成年者の場合は保護者も含む)の三者による同意書を提出しなければならない。

#### 第70条〔大会期間中の移籍の禁止〕

参加チームの登録構成員（選手）は、大会開幕日より大会全試合終了日および順位決定戦終了日まで、他のチームに移籍することは出来ない。

ただし、第69条 項に該当する選手はこの限りではない。また、一度離籍した選手が直前に所属したチームと再契約する場合もこの限りではない。

#### 第71条〔同意のない移籍の禁止〕

第70条に制限された以外の期間において、参加チームの登録構成員が、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から1年を経過しないと選手として各リーグに出場はできない。

ただし、移籍前・後の両チームの部長と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が提出された場合は、この限りではない。

#### 第72条〔海外への移籍〕

参加チームの構成員であった選手で、海外に移籍した選手が、再び登録構成員として復帰する場合は、次のとおりとする。

（1）日本での所属チームの登録を抹消しないまま海外に移籍した選手が、再び日本のチームでプレーする場合は、前所属チームでプレーするものとする。

なお、移籍の際、前所属チームに復帰を希望するにもかかわらず、海外移籍先チームの事情などにより登録の抹消を余儀なくされた場合は、休部扱いであることを登録抹消時に明記しておかなければならない。

（2）日本での所属チームの登録を抹消して海外に移籍した選手が、前所属チームと異なる日本のチームで再びプレーをする場合、前所属チームを退部または退社した日から1年を経過しないと選手として本大会に出場できない。

ただし、移籍前・後の両チームの部長と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が提出された場合は、この限りではない。

#### 第73条〔外国籍選手の移籍〕

外国籍選手の移籍に関しては、第70条～第72条を適用せず、国際バレーボール連盟の規程によるものとする。

### 第7章 監督、コーチ、トレーナーおよびその他のチームスタッフ

#### 第74条〔Vリーグの監督〕

プレミアリーグのチームの監督は、日本体育協会認定の上級コーチの資格を有するものでなければならない。

チャレンジリーグのチームの監督は、日本体育協会認定の上級コーチまたはコーチの資格を有するものでなければならない。

項の規定の適用は、平成20年度の登録からとする。

#### 第75条〔例外〕

次の要件を具備するものは、事前にVリーグ機構の承認を得た場合に限り、例外として、第

74条に定める監督になり得る。

- (1) 国際バレーボール連盟公認のコーチの資格を有するなど、外国における経験に照らし、第74条の資格と同等またはそれ以上の資格を有していると判断される場合
- (2) 指導者として相応しい経験、人格、識見を有するもの

#### 第76条 〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよびトレーナーは、JVAまたはVリーグ機構が指定する研修会に参加しなければならない。

#### 第77条 〔契約等〕

監督、コーチおよびトレーナーは、同一期間に他のVリーグ機構のチームと契約をしてはならない。

Vリーグ機構のチームと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のVリーグ機構のチームが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、現在契約を締結しているチームに書面で通知し、承諾を得なければならない。

第58条〔選手の肖像等の使用〕第1項から第4項までの規定は、監督、コーチおよびトレーナーについて、これを準用する。

#### 第78条 〔誠実義務および守秘義務〕

Vリーグのチームのスタッフは、Vリーグ機構定款ならびにVリーグ機構規約およびJVAD定款およびそれらに付随する諸規程を順守しなければならない。

Vリーグのチームのスタッフは、公私ともに日本バレーボール界の模範たるべきことを認識し、日本バレーボールの発展に寄与するように努め、決して信望を損なうようなことのないようにしなければならない。

Vリーグのチームのスタッフは、職務の遂行を通じて知り得たJVA、Vリーグ機構またはチームの秘密ないし内部情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

## 第8章 審判員

#### 第79条 〔公式試合の審判〕

Vリーグ機構の主催する公式試合の主審および副審（以下総称して、「レフェリー」という）は、「Vリーグ特別審判員」という。

公式試合のレフェリー、線審および記録員、判定員の指名および割当は、JVA審判規則委員会に委嘱する。

#### 第80条 〔資格要件〕

Vリーグ機構は、JVAの審判規則委員会に対し、JURY、Vリーグ特別審判員の推薦を要請する。

審判規則委員会は、JURYおよびVリーグ特別審判員を推薦する。

審判規則委員会の推薦を受けて、Vリーグ機構は、JURY、Vリーグ特別審判員として登録する。

項の指名、登録は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、



変更は、妨げない。

#### 第81条 〔審判の服装および用具〕

Vリーグ機構は、JVA審判規則委員会と協議して、公式試合で着用する服装および用具を決定する。

審判員は、項で決定された服装および用具を使用しなければならない。

#### 第82条 〔身分証〕

審判員は、Vリーグ機構の交付する特別審判員の証を表示しなければならない。

#### 第83条 〔手当等〕

審判員に対する手当ておよび交通費、宿泊費は、それぞれVリーグ機構の定めるところによる。

#### 第84条 〔保険〕

Vリーグ機構は、公式試合の審判活動に関わる期間に関して、Vリーグ機構の費用負担において審判員等の保険措置を講ずるものとする。

### 第9章 収益事業

#### 第1節 各種の事業

#### 第85条 〔収益事業〕

Vリーグ機構は、大会の広報、宣伝と円滑な運営、バレーボールの普及および振興を促進するため、バレーボールの試合の開催に加え、各種の付随事業を行うものとし、各チームはこれに積極的に協力するものとする。

#### 第86条 〔テレビ・ラジオ放送権〕

公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべてVリーグ機構に帰属し、Vリーグ機構で一括管理する。

項の放送権の取り扱いについては、理事会において定める。

ホームゲーム等においてテレビ・ラジオ局に対して、放送機会を増やす営業努力は、主管協会およびチームが積極的に行うことが望ましい。ただし、この場合でも、帰属および契約等はVリーグ機構が一括して行う。

CATV、ブロードバンド、モバイルなどによる放送権については、個別に協議して定める。

#### 第87条 〔その他の事業〕

Vリーグ機構は、第85条、第86条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

広報・出版に関する事業

商品化に関する事業

その他理事会において定める事業

## 第88条〔オフィシャルスポンサーシップ〕

Vリーグ機構が主催する大会のオフィシャルスポンサーシップに関する事項については、すべてVリーグ機構が一括管理し、取り扱いについては理事会において定める。

## 第89条〔Vリーグマーク、チームマークの関連の商品権〕

JVAが所有するVリーグマークは、Vリーグ機構がJVAから借用し、一括管理する。チームマークの関連の商品化権に関する事項については、チームが管理し、Vリーグ機構が使用できるものとする。

## 第2節 商品化に関する基本原則

### 第90条〔定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

マーク等 Vリーグ機構またはチームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、エンブレム意匠、商標その他Vリーグ機構またはチームを表示するもの

商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利

「ケース : Vリーグ機構」 Vリーグ機構のみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構全チーム」 Vリーグ機構およびVリーグ機構の全チームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構の1チーム」 Vリーグ機構およびVリーグ機構の1チームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

「ケース : Vリーグ機構の1チーム」 ある単一のチームのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

### 第91条〔商品化権の帰属〕

マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。

(1) 「ケース : Vリーグ機構」、「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構の全チーム」は、Vリーグ機構に帰属する。

(2) 「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構の1チーム」は、Vリーグ機構および当該チームに帰属する。

(3) Vリーグ機構およびチームはそれぞれのマーク等を自己の費用負担と責任において開発・登録・管理するものとする。

### 第92条〔商品化権の実際上の運用基準〕

第91条の規程にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は、次のとおりとする。

(1) 「ケース : Vリーグ機構」、「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構の全チーム」、「ケース : Vリーグ機構 + Vリーグ機構の1チーム」は、Vリーグ機構のみが行使する。

(2) 「ケース : Vリーグ機構の1チーム」は、当該チームのみが行使する。

(3) Vリーグ機構は、(1)の商品化権を第三者に許諾することができるものとする。ただし、この場合、当該第三者がチームに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件

とする。

#### 第93条 【事前の通知と承認】

チームおよび第92条(3)に基づき許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち、商品ごとにその素材、形状等をVリーグ機構に通知し、その承諾を得るものとする。

#### 第94条 【肖像等】

Vリーグ機構は、チームの所属の選手、監督、コーチ等(以下「選手等」という。)の肖像、氏名、略歴等(以下「肖像等」という。)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用できるものとする。ただし、Vリーグの広報宣伝活動の範囲での使用については、特定の選手等の肖像等についても無償で使用できるものとする。

Vリーグ機構は、 の権利を第三者に許諾することができる。

上記 以外のケースについては、別途定める規定によるものとする。

### 第10章 制裁

#### 第1節 総則

#### 第95条 【裁定委員会の設置】

本規約に関連する紛争の解決および制裁に関する代表理事会長の諮問機関として裁定委員会を設置する。

#### 第96条 【裁定委員会規程】

裁定委員会の運営については、裁定委員会規程を別途定める。

#### 第97条 【代表理事会長による制裁および調査】

代表理事会長は、チームまたはチームに所属する個人(選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ。)が、本規程または本規程に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科することができる。

代表理事会長は、 の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。

の対象となったチームまたはチームに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

チームに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

- (1) けん責 始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 除名 Vリーグ機構から除名する。(ただし、定款第13条に基づき、社員総会の議決を要する。)

チームに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

- (1) けん責 始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 資格停止 始末書を取り、違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合の出場資格を停止する。
- (3) 無期限の資格停止 期限を定めずに公式試合の出場資格を停止する。

#### 第98条〔制裁金の併科〕

代表理事会長は、チームに対し第97条の制裁を科すにあたり、制裁金を併科することができる。

チームに対する制裁金は、1件につき3000万円以下とする。

、でいう制裁金は、第15条での賠償金、第42条における損害金とは、別に支払わなければならない。

#### 第99条〔裁定委員会への諮問〕

代表理事会長は、第97条、第98条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

#### 第100条〔制裁金の納付〕

制裁金は、代表理事会長による制裁金の決定後30日以内に、Vリーグ機構の指定する方法により納付しなくてはならない。

#### 第101条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁対象となったときは各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

#### 第102条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたチームまたはチームに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科すものとする。

#### 第103条〔両罰規程〕

チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するチームに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該チームに過失がなかったときは、この限りではない。

#### 第104条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

#### 第105条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。

第104条により加重すべき場合においても、なおの規程を適用することができる。

### 第2節 チームに対する制裁金

#### 第106条〔競技の運営等に関する規程違反〕

次の各号のいずれかに該当するチームに対しては、300万円以下の制裁金を科す。

第30条〔ユニフォーム〕の規程に違反して所定の条件を満たすユニフォームを使用しなかったとき。

登録に関して虚偽の申告をしたとき。

第 60 条〔登録の義務〕の規程に違反して未登録の選手を公式試合に出場させたとき。

#### 第 107 条〔チームの義務等に関する規程違反（1）〕

次の各号のいずれかに該当するチームに対しては、1000 万円以下の制裁金を科す。

第 18 条〔参加義務等〕の規程に違反して選出された選手を試合に参加させなかったとき。

第 93 条〔事前の通知と承認〕の規程に違反して所定の手続を経ずに商品化を行ったとき。

#### 第 108 条〔チームの義務等に関する規程違反（2）〕

次の各号のいずれかに該当するチームに対しては、1500 万円以下の制裁金を科す。

第 18 条〔参加義務等〕の規程に違反して、公式試合に参加しなかったとき

第 19 条〔最強のチームによる試合参加〕の規程に違反して最強のチームをもって試合に臨まなかったとき。

第 23 条〔主管者の責任〕の規程に違反して安全確保の協力を怠り、重大な結果を生じせしめたとき。

第 42 条〔試合中止による損失の弁済〕の規程にある状況をチームが起こしたとき。

第 43 条〔有料試合の開催〕、第 44 条〔外国チームとの試合〕の規程に違反して事前に Vリーグ機構の承認を得ずに有料試合を開催したとき。

第 45 条〔興行等への参加禁止〕の規程に違反して事前に機構の承認を得ずに第三者が主催するスポーツの試合またはイベント等に参加したとき。

第 97 条〔代表理事会長による制裁および調査〕の規程に関して調査に協力しなかったとき。

#### 第 109 条〔チームの義務等に関する規程違反（3）〕

次の各号のいずれかに該当するチームに対しては、3000 万円以下の制裁金を科す。

第 20 条〔不正行為への関与の禁止〕の規程に違反して試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき。

### 第 11 章 最終的拘束力

#### 第 110 条〔最終的拘束力〕

代表理事会長の下す決定は Vリーグ機構において最終のものであり、当事者および Vリーグ機構に所属するすべての団体および個人はこれに拘束される。

### 第 12 章 改正

#### 第 111 条〔改正〕

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

### 第 13 章 附則

#### 第 112 条〔施行〕

本規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

< 改定履歴 >

- 平成 20 年 3 月 25 日 平成 20 年 3 月 24 日の運営会議および理事会にて、社員の資格要件( プレミアリーグの要件を含む )、準加盟規程について、承認されたので、第 8 条、第 9 条の条文を修正し、第 11 条-2 を追加した。
- 平成 21 年 4 月 3 日 平成 21 年 4 月 2 日の運営会議および理事会にて、外国籍選手に関する事項および移籍に関する事項について、承認されたので、第 66 条および第 69 条を改正した。
- 平成 20 年 9 月 26 日社員総会決議に基づき、代表理事を代表理事会長と書き換え。
- 平成 23 年 2 月 1 日 日本バレーボール協会が、公益財団法人として設立されたので、従来の法人名の財団法人から公益財団法人に、寄付行為を定款に書き換えを行った。
- 平成 23 年 7 月 1 日 平成 23 年 6 月 8 日の運営会議および同年 6 月 13 日の理事会にて、第 70 条「大会開幕の 30 日前」を「大会開幕日」に変更することを承認。
- 平成 23 年 8 月 1 日 平成 23 年 7 月 25 日の理事会にて、第 40 条 項を追加することを承認。
- 平成 23 年 9 月 6 日 第 32 条(口)を、FIVB 規則に合わせる変更を行った。
- 第 23 条の運営役員には運営に携わるすべての人が含まれるとし、運営補助員の部分を抹消した。
- 第 7 章のタイトルをスタッフ全体に対する章に変更し、第 78 条にスタッフに対する誠実義務条項を追加した。
- (平成 23 年 9 月 5 日理事会承認)